青森県報
号外第二十七号
平成二十五年三月二十九日（金曜日）

目　次

規　則
○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………………（人　事　課）…一
訓　令
○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………（人　事　課）…四

規　則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

青森県規則第二十号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第十六号中「次のこと」の下に「（社会福祉施設等（精神障害者に係るものを除く。）に係るものを除く。）」を加え、同条第十七号の五中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号中イからニまでを削り、ホをイとし、ヘをロとし、トをハとし、チを削り、同条第十八号中ハ及びニを削り、ホをハとし、ヘをニとし、トをホとし、チをヘとし、リをトとし、ヌ及びルを削り、ヲをチとし、ワをリとし、カをヌとし、同ヌの次に次のように加える。

ル　第四十七条第五項の規定による同条第三項の規定による措置についての報告の受理に関すること。

第四条の三第十八号中ヨからナまでを削り、ラをヲとし、ムをワとし、ウを削り、同条第十八号の二を削り、同条第十八号の三中「青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四十四号）」を「青森県児童福祉法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十三号）」に改め、同号イ中「第三条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号ロ中「第四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号ハ中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号ニを削り、同号を同条第十八号の二とし、同条第十九号を削り、同条第十八号の四を同条第十九号とし、同条第十九号の二を削り、同条第二十二号ワ中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同号ソ及びツを削り、同号ネ中「改正法」を「薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下この号において「改正法」という。）」に、「旧法」を「改正法第一条の規定による改正前の薬事法（以下この号において「旧法」という。）」に改め、同ネを同号ソとし、同号ナを同号ツとし、同号ラ中「ナ」を「ツ」に改め、同ラを同号ネとし、同号ム中「ナ」を「ツ」に改め、同ムを同号ナとし、同号ウ中「及び第十五条」を削り、同ウを同号ラとし、同号ヰ中「、第十四条及び第十五条」を「及び第十四条」に改め、同ヰを同号ムとし、同号ノ中「、第十四条及び第十五条」を「及び第十四条」に改め、同ノを同号ウとし、同号オ中「、第十四条及び第十五条」を「及び第十四条」に改め、同オを同号ヰとし、同号ク中「附則第二条から第四条まで」を「附則第三条」に改め、同クを同号ノとし、同号ヤ中「附則第二条から第四条まで」を「附則第三条」に改め、同ヤを同号オとし、同号マ中「附則第二条から第四条まで」を「附則第三条」に改め、同マを同号クとし、同条第三十三号中ヨを削り、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとし、ムをラとし、同条第三十四号から第三十六号までを次のように改める。

三十四から三十六まで　削除

第四条の三第四十一号から第四十五号までを削り、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する事務のほか、東青地域県民局長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の

施行に関する次のこと。

イ　第十七条の規定による障害児福祉手当の支給に関すること。

ロ　第十九条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による受給資格の認定に関すること。

ハ　第二十二条第二項（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による返還金の徴収に関すること。

ニ　第二十四条第一項（第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収に関すること。

ホ　第二十六条及び第二十六条の五において準用する第五条第二項の規定による受給資格の認定に関すること。

ヘ　第二十六条の二の規定による特別障害者手当の支給に関すること。

ト　第三十五条の規定による届出等の受理に関すること（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）。

チ　第三十六条の規定による調査に関すること（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）。

リ　第三十七条の規定による官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供の要求並びに銀行等に対する報告の請求に関すること（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。）。

二　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条及び第九十八条の規定による福祉手当の支給等に関すること。

三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の施行に関する次のこと。

イ　第五十六条第一項の規定による社会福祉法人からの報告の徴収に関すること。

ロ　第七十条の規定による社会福祉事業を経営する者からの報告の徴収に関すること。

四　生活保護法第四十四条第一項の規定による保護施設の管理者からの報告の徴収に関すること。

五　児童福祉法の施行に関する次のこと。

イ　第二十一条の五の二十一第一項の規定による指定障害児通所支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ロ　第二十一条の五の二十六第一項（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ハ　第二十四条の十五第一項の規定による指定障害児入所施設等の設置者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ニ　第二十四条の三十九第一項の規定による指定障害児相談支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ホ　第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業を行う者からの報告の徴収に関すること。

ヘ　第三十四条の十四第一項の規定による一時預かり事業を行う者からの報告の徴収に関すること。

ト　第三十四条の十七第一項の規定による家庭的保育事業を行う市町村からの報告の徴収に関すること。

チ　第三十五条第三項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理に関すること。

リ　第三十五条第六項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の届出の受理に関すること。

ヌ　第四十六条第一項の規定による児童福祉施設の設置者及び児童福祉施設の長に対する必要な報告の徴収に関すること（助産施設の設置者及び助産施設の長に係るものを除く。）。

ル　第四十六条第三項の規定による児童福祉施設の設置者に対する勧告及び改善命令に関すること（助産施設に係るものを除く。）。

ヲ　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条第一項の規定による報告の徴収に関すること（児童保護費等負担金に係るものに限る。）。

六　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の施行に関する次のこと。

イ　第三十七条第二項及び第三項の規定による申請の受理に関すること。

ロ　第三十七条第四項及び第六項の規定による建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等の変更の届出の受理に関すること。

ハ　第三十七条第五項の規定による名称、種類及び位置等の変更の届出の受理に関すること。

ニ　第三十八条第二項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認の申請の受理に関すること。

七　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の施行に関する次のこと。

イ　第十八条第一項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者及び老人デイサービスセンター等の設置者からの報告の徴収に関すること。
ロ　第十八条第二項の規定による養護老人ホーム等の長からの報告の徴収に関すること。
八　青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の施行に関する次のこと（社会福祉施設等（精神障害者に係るものを除く。）に限る。）。
イ　第三条第九号の規定による報告の受理に関すること。
ロ　第六条第一項の規定による必要な措置の勧告に関すること。
ハ　第六条第二項の規定による措置の命令に関すること。
ニ　第六条第三項の規定による入浴施設の使用の停止の命令に関すること。
ホ　イからニまでに係る第五条第一項の規定による報告及び資料の徴収に関すること。
九　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する次のこと。
イ　第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
ロ　第五十一条の三第一項の規定による指定事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
ハ　第五十一条の二十七第一項の規定による指定一般相談支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
ニ　第五十一条の三十二第一項の規定による指定相談支援事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
ホ　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項の規定による報告の徴収に関すること（障害者自立支援給付費負担金及び障害者医療費負担金に係るものに限る。）。
十　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の施行に関する次のこと。
イ　第二十四条第一項の規定による居宅サービス等を行つた者等からの報告等の徴収及び同条第二項の規定による介護給付等を受けた被保険者等からの報告の徴収に関すること。
ロ　第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
ハ　第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
ニ　第九十条第一項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
ホ　第百条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
ヘ　第百十五条の七第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
ト　第百十五条の三十三第一項の規定による介護サービス事業者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
チ　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下この号において「旧法」という。）第二十四条第一項の規定による介護療養施設サービスを行つた者等からの報告等の徴収及び同条第二項の規定による指定介護療養施設サービスに係る介護給付を受けた被保険者等からの報告の徴収に関すること。
リ　旧法第百十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
ヌ　旧法第百十五条の三十三第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。
十一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の施行に関する次のこと。
イ　第三十九条第一項の規定による身体障害者生活訓練等事業等を行う者からの報告の徴収に関すること。
ロ　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項の規定による報告の徴収に関すること（身体障害者福祉費補助金及び身体障害者保護費負担金に係るものに限る。）。

第十三条第一項第十三号中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同号イ中「第三条」を「第三条第一項」に、「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育の届出の受理及び同条第三項の規定による当該届出に係る事項の変更」に改め、同号ロ中「転飼養ほう」を「転飼養蜂」に改め、同号に次のように加える。
ハ　第九条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

第十三条第一項第二十五号の二イ中「第二十二条の八第一項第五号」を「第六十条第一項第五号」に改め、同号ロ中「第二十二条の八第一項第十号」を「第六十三条第一項第十号」に改め、同号ハ中「第二十二条の十一第一項第三号」を「第六十三条第一項第三号」に改め、同号ニ中「第二十二条の十一第一項第五号」を「第六十三条第一項第五号」に改め、同条第二項第二号ル中「第三項」を「第四項」に改め、同号ヨ及びタを削り、同号レ中「改正法」を「薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下この号において「改正法」という。）」に、「旧法」を「改正法第一条の規定による改正前の薬事法（以下この号において「旧法」という。）」に改め、同レを同号ヨとし、同号ソを同号タとし、同号ツ中「ソ」を「タ」に改め、同ツを同号レとし、同号ネ中「ソ」を「タ」に改め、同ネを同号ソとし、同号ナ中「及び第十五条」を削り、同ナを同号ツとし、同号ラ中「、第十四条及び第十五条」を「及び第十四条」に改め、同ラを同号ネとし、同号ム中「、第十四条及び第十五条」を「及び第十四条」に改め、同ムを同号ナとし、同号ウ中「、第十四条及び第十五条」を「及び第十四条」に改め、同ウを同号ラとし、同号ヰ中「附則第二条から第四条まで」を「附則第三条」に改め、同ヰを同号ムとし、同号ノ中「附則第二条から第四条まで」を「附則第三条」に改め、同ノを同号ウとし、同号オ中「附則第二条から第四条まで」を「附則第三条」に改め、同オを同号ヰとする。

第十八条第一項第五号ハ中「青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則（昭和四十五年三月青森県規則第二十五号」を「青森県道路法施行細則（平成二十五年三月青森県規則第八号」に、「第二十五号に」を「第十条第二十五号に」に改め、同号ニ中「第二十五号」を「第十条第二十五号」に改め、同号ネ中「青森県道路占用料等徴収条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十二号）第四条」を「青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）第九条」に、「道路占用料の」を「占用料の」に、「第二十五号」を「第十条第二十五号」に改め、同号ナ中「青森県道路占用規則（昭和三十九年四月青森県規則第三十三号。以下この号において「占用規則」という。）」を「規則」に改め、同号ラ中「占用規則」を「規則」に改め、同項に次の一号を加える。

二十四　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の施行に関する次のこと。

イ　第十条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による集約都市開発事業計画の認定に係る同意に関すること。

ロ　第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。

ハ　第五十四条第三項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知に関すること。

ニ　第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定に関すること。

附　則

1　この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

訓　令

青森県訓令甲第八号

庁　中　一　般
各　出　先　機　関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「、人づくり戦略チームリーダー」を削り、同条第八号中「、行政組織規則第二十五条の二の六に規定する課長代理及び生活再建・産業復興局次長」を「及び行政組織規則第二十五条の二の六に規定する課長代理」に改める。

第十条第六項第四号を削る。

別表第一市町村振興課の項中「市町村振興課」を「市町村課」に改め、同表防災消

防課の項の第一号の副知事専決事項の欄中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト　第七十二条第二項の規定による市町村長に対する災害応急対策の実施等の要求に関すること。

別表第一防災消防課の項の第一号の副知事専決事項の欄に次のように加える。

ヌ　第七十四条の二第四項の規定による市町村長に対する応援要求に関すること。

ル　第八十六条の三第四項の規定による被災住民の受入れの市町村長との協議に関すること。

ヲ　第八十六条の四第一項の規定による広域一時滞在の協議等の代行に関すること。

ワ　第八十六条の七第一項の規定による指定行政機関の長等に対する物資又は資材の供給の要請又は要求に関すること。

カ　第八十六条の九第一項の規定による指定公共機関等に対する災害応急対策必要物資の運送の要請に関すること。

別表第一防災消防課の項の第一号の部長専決事項の欄ニ中「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改め、同項の第二号の部長専決事項の欄ロ中「第三十条第二項」を「第二十三条の二第一項、第三十条第二項及び第三十六条の二第一項」に改め、同表原子力安全対策課の項の第一号の副知事専決事項の欄中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト　第七十二条第二項の規定による市町村長に対する災害応急対策の実施等の要求に関すること。

別表第一原子力安全対策課の項の第一号の副知事専決事項の欄に次のように加える。

ヌ　第七十四条の二第四項の規定による市町村長に対する応援要求に関すること。

ル　第八十六条の三第四項の規定による被災住民の受入れの市町村長との協議に関すること。

ヲ　第八十六条の四第一項の規定による広域一時滞在の協議等の代行に関すること。

ワ　第八十六条の七第一項の規定による指定行政機関の長等に対する物資又は資材の供給の要請又は要求に関すること。

カ　第八十六条の九第一項の規定による指定公共機関等に対する災害応急対策必要物資の運送の要請に関すること。

別表第一原子力安全対策課の項の第一号の部長専決事項の欄ニ中「第六十八条第一項」を「第六十八条」に改め、同項の第二号の部長専決事項の欄ロ中「第三十条第二項」を「第二十三条の二第一項、第三十条第二項及び第三十六条の二第一項」に改め、同表高齢福祉保険課の項の第二号の課長専決事項の欄中イからハまでを削り、ニをイとし、ホをロとし、ヘからヌまでを削り、同表こどもみらい課の項の第一号の課長専決事項の欄リ及びヌを削り、同項の第九号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハを削り、ニをロとし、同号の課長専決事項の欄ハを削り、同項の第十三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号の課長専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、同項の第十五号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）」を「青森県児童福祉法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十三号）」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第九十四条第三項」を「第七条の規定によりその定めるところによるものとする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第九十四条第三項」に改め、同表障害福祉課の項の第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号の課長専決事項の欄ロ中「（育成医療に係るものを除く。）」を削り、同欄中ハからヘまでを削り、トをハとし、チをニとし、リをホとし、同項の第二号の課長専決事項の欄イを削り、同項の第四号の課長専決事項の欄中イからハまでを削り、ニをイとし、ホを削り、ヘをロとし、トを削り、同表の構造政策課の項の第八号の部長専決事項の欄イ中「社団法人青い森農林振興公社」を「公益社団法人あおもり農林業支援センター」に改め、同表の道路課の項の第三号の課長専決事項の欄ロ中「青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則（昭和四十五年三月青森県規則第二十五号）第二十五号」を「青森県道路法施行細則（平成二十五年三月青森県規則第八号）第十条第二十五号」に改め、同表の河川砂防課の項の第十二号の部長専決事項の欄イ中「含む。）」の下に「、第五十三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項（同条第十一項において準用する場合を含む。）」を加え、同表の建築住宅課の項中第二十一号を第二十四号とし、第十三号から第二十号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号を第十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四　津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する次のこと。		
	イ　第八十四条第一項第二号（第八十	イ　第十五条の規定による建築物の部

七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による居室の床面の高さの指定に関すること。

ロ　第八十八条第一項の規定による許可の取消し等に関すること。

分の認定に関すること。

ロ　第五十六条第三項の規定による指定避難施設の指定に係る協議に関すること。

ハ　第六十四条の規定による管理協定の締結に係る協議に関すること。

ニ　第七十三条第一項の規定による特定開発行為の許可に関すること。

ホ　第七十六条第一項の規定による特定開発行為の協議に関すること。

ヘ　第七十八条第一項の規定による特定開発行為の変更の許可に関すること。

ト　第七十八条第四項において準用する第七十六条第一項の規定による特定開発行為の変更の協議に関すること。

チ　第七十九条第二項の規定による工事完了の検査に関すること。

リ　第八十条ただし書の規定による建築物の建築の承認に関すること。

ヌ　第八十二条の規定による特定建築行為の許可に関すること。

ル　第八十四条第四項の規定による特定建築行為の許可に係る協議に関すること。

ヲ　第八十五条の規定による特定建築行為の協議に関すること。

ワ　第八十七条第一項の規定による特定建築行為の変更の許可に関すること。

カ　第八十七条第五項において準用する第八十四条第四項の規定による特定建築行為の変更

	の許可に係る協議に関すること。 ヨ　第八十七条第五項において準用する第八十五条の規定による特定建築行為の変更の協議に関すること。
十五　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）の施行に関する次のこと。	イ　第二十四条の規定による他の居室の認定に関すること。

別表第一建築住宅課の項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の施行に関する次のこと。	イ　第五十八条の規定による計画の認定の取消しに関すること。

別表第二の二中

「

東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長	東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室の次長

」を

「

東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室長	東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室次長

」に

「

西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室長	西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室の次長

」

改める。

別表第五地域県民局の地域健康福祉部長の項の第一号中「第四条の三第四号ロ」を「第四条の三第一項第四号ロ」に改め、同項の第二号中「第四条の三第五号イ」を「第四条の三第一項第五号イ」に改め、同項の第三号中「第四条の三第六号イ」を「第四条の三第一項第六号イ」に改め、同項の第四号中「第四条の三第六号の二ホ」を「第四条の三第一項第六号の二ホ」に改め、同項の第五号中「第四条の三第八号ホ」を「第四条の三第一項第八号ホ」に改め、同項の第六号中「第四条の三第九号ニ」を「第四条の三第一項第九号ニ」に改め、同項の第七号中「第四条の三第十二号ホ」を「第四条の三第一項第十二号ホ」に改め、同項の第八号中「第四条の三第十二号の三ヘ」を「第四条の三第一項第十二号の三ヘ」に改め、同項の第九号中「第四条の三第十四号ホ」を「第四条の三第一項第十四号ホ」に改め、同項の第十号中「第四条の三第十六号」を「第四条の三第一項第十六号」に改め、同項の第十一号を削り、同項の第十二号中「第四条の三第二十三号ホ」を「第四条の三第一項第二十三号ホ」に改め、同号を同項の第十一号とし、同項の第十三号中「第四条の三第三十号ロ」を「第四条の三第一項第三十号ロ」に改め、同号を同項の第十二号とし、同項の第十四号中「第四条の三第三十三号ハ」を「第四条の三第一項第三十三号ハ」に、「タ及びレ」を「ヨ及びタ」に改め、同号を同項の第十三号とし、同項の次に次のように加える。

東青地域県民局地域健康福祉部長	一　事務委任規則第四条の三第二項第五号ル（改善命令に関するものに限る。）に掲げる事務 二　事務委任規則第四条の三第二項第八号に掲げる事務（同号イに掲げるものを除く。）

別表第五地域県民局の地域整備部長の項に次の一号を加える。

三十九　事務委任規則第十八条第一項第二十四号に掲げる事務

別表第五地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長の項の第一号中「第四条の三第

一号」を「第四条の三第一項第一号」に改め、同項の第二号中「第四条の三第二号」を「第四条の三第一項第二号」に改め、同項の第三号中「第四条の三第三号」を「第四条の三第一項第三号」に改め、同項の第四号中「第四条の三第三号の二」を「第四条の三第一項第三号の二」に改め、同項の第五号中「第四条の三第四号」を「第四条の三第一項第四号」に改め、同項の第六号中「第四条の三第五号」を「第四条の三第一項第五号」に改め、同項の第七号中「第四条の三第六号」を「第四条の三第一項第六号」に改め、同項の第八号中「第四条の三第六号の二」を「第四条の三第一項第六号の二」に改め、同項の第九号中「第四条の三第七号」を「第四条の三第一項第七号」に改め、同項の第十号中「第四条の三第七号の二」を「第四条の三第一項第七号の二」に改め、同項の第十一号中「第四条の三第八号」を「第四条の三第一項第八号」に改め、同項の第十二号中「第四条の三第九号」を「第四条の三第一項第九号」に改め、同項の第十三号中「第四条の三第十二号」を「第四条の三第一項第十二号」に改め、同項の第十四号中「第四条の三第十二号の二」を「第四条の三第一項第十二号の二」に改め、同項の第十五号中「第四条の三第十二号の三」を「第四条の三第一項第十二号の三」に改め、同項の第十六号中「第四条の三第十四号」を「第四条の三第一項第十四号」に改め、同項の第十七号中「第四条の三第十五号」を「第四条の三第一項第十五号」に改め、同項の第十八号中「第四条の三第十六号イ（旅館、公衆浴場、医療施設及び社会福祉施設等（精神障害者に係るものに限る。）に係るものに限る。）」を「第四条の三第一項第十六号イ」に改め、同項の第十九号中「第四条の三第十七号」を「第四条の三第一項第十七号」に改め、同項の第二十号中「第四条の三第十七号の二」を「第四条の三第一項第十七号の二」に改め、同項の第二十一号中「第四条の三第十七号の二の二」を「第四条の三第一項第十七号の二の二」に改め、同項の第二十二号中「第四条の三第十七号の三」を「第四条の三第一項第十七号の三」に改め、同項の第二十三号中「第四条の三第十七号の四」を「第四条の三第一項第十七号の四」に改め、同項の第二十四号中「第四条の三第十七号の五」を「第四条の三第一項第十七号の五」に改め、「（同号イからニまで及びチに掲げるものを除く。）」を削り、同項の第二十五号中「第四条の三第十八号イ、ロ、ホ及びム」を「第四条の三第一項第十八号イからハまで及びワ」に改め、同項の第二十六号中「第四条の三第十八号の三イ」を「第四条の三第一項第十八号の二イ」に改め、同項の第二十七号及び第二十八号を削り、同項の第二十九号中「第四条の三第二十二号」を「第四条の三第一項第二十二号」に改め、同号を同項の第二十七号とし、同項の第三十号中「第四条の三第二十三号」を「第四条の三第一項第二十三号」に改め、同号を同項の第二十八号とし、同項の第三十一号中「第四条の三第二十八号」を「第四条の三第一項第二十八号」に改め、同号を同項の第二十九号とし、同項の第三十二号中「第四条の三第三十号」を「第四条の三第一項第三十号」に改め、同号を同項の第三十号とし、同項の第三十三号中「第四条の三第三十一号」を「第四条の三第一項第三十一号」に改め、同号を同項の第三十一号とし、同項の第三十四号中「第四条の三第三十二号」を「第四条の三第一項第三十二号」に改め、同号を同項の第三十二号とし、同表の東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室長の項の第一号及び第二号を削り、同項の第三号中「第四条の三第十八号ハ、ニ、ヘ、ヌ、ル、ワ」を「第四条の三第一項第十八号ニ、リ」に、「カからネまで、ナ（改善命令に関するものを除く。）、ム」を「ヌ、ル（助産の実施及び母子保護の実施に係るものに限る。）及びワ」に改め、「及びウ」を削り、同号を同項の第一号とし、同項の第四号を削り、同項の第五号中「第四条の三第十八号の三ハ」を「第四条の三第一項第十八号の二ハ」に改め、「及びニ」を削り、同号を同項の第二号とし、同項の第六号中「第四条の三第三十三号」を「第四条の三第一項第三十三号」に、「タ及びレ」を「ヨ及びタ」に改め、同号を同項の第三号とし、同項の第七号から第九号までを削り、同項の第十号中「第四条の三第三十七号」を「第四条の三第一項第三十七号」に改め、同号を同項の第四号とし、同項の第十一号中「第四条の三第三十八号」を「第四条の三第一項第三十八号」に改め、同号を同項の第五号とし、同項の第十二号中「第四条の三第三十九号」を「第四条の三第一項第三十九号」に改め、同号を同項の第六号とし、同項の第十三号中「第四条の三第四十号」を「第四条の三第一項第四十号」に改め、同号を同項の第七号とし、同項の第十四号から第十七号までを削り、同項の次に次のように加える。

東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室長	一　事務委任規則第四条の三第二項第一号に掲げる事務 二　事務委任規則第四条の三第二項第二号に掲げる事務 三　事務委任規則第四条の三第二項第三号に掲げる事務 四　事務委任規則第四条の三第二項第四号に掲げる事務 五　事務委任規則第四条の三第二項第五号に掲げる事務（同号ル（改善命令に関するものに限る。）に掲げるものを除く。） 六　事務委任規則第四条の三第二項第六号に掲げる事務 七　事務委任規則第四条の三第二項第七号に掲げる事務

八　事務委任規則第四条の三第二項第八号イに掲げる事務 九　事務委任規則第四条の三第二項第九号に掲げる事務 十　事務委任規則第四条の三第二項第十号に掲げる事務 十一　事務委任規則第四条の三第二項第十一号に掲げる事務

別表第五東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部のこども相談総室長西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室長の項の第一号中「第四条の三第十八号トからリまで、ヲ、ワ」を「第四条の三第一項第十八号ホからチまで、リ」に、「ラ及びム」を「ル（入所給付決定及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係るものに限る。）、ヲ及びワ」に改め、同項の第二号中「第四条の三第十八号の三ハ」を「第四条の三第一項第十八号の二ハ」に改め、同項の第三号中「第四条の三第十八号の四」を「第四条の三第一項第十九号」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　　森　　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円一銭